

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年1月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900263 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000053 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	24 万円	32 万円	34 万円
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	32 万円	36 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 10 月 1 日から平成 16 年 12 月 1 日まで
② 平成 18 年 6 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間①及び②の標準報酬月額について、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A 社及び請求者が提出した平成 19 年度から平成 21 年度までの賃金台帳及び B 銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び預金取引明細により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	24 万円	32 万円	34 万円
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	32 万円	36 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成 19 年 9 月から同年 12 月までの期間については、A 社及び請求者が提出した平成 19 年度の賃金台帳により、平成 19 年の定時決定の基礎となる平成 19 年の 4 月から 6 月までの報酬月額が確認できるところ、当該定時決定の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成 19 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②（平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間を除いた期間）（以下「当該期間」という。）については、前述の預金取引明細により振込金額が確認でき、一部の期間

(平成 14 年 12 月、平成 15 年 3 月及び平成 16 年 11 月)を除き、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は平成 18 年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地である C 市は、保存年限経過のため当該期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900281 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000054 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 14 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、30 万円から 41 万円とする。
平成 14 年 3 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成 14 年 3 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで
A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 14 年 3 月から同年 5 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額 (30 万円) を上回っていることが確認できる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、平成 14 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円から 41 万円とすることが必要である。
平成 14 年 3 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 14 年 3 月から同年

5月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成14年3月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成13年8月から平成14年2月までの期間及び平成14年6月から平成15年3月までの期間については、請求者が提出した預金通帳の写し及びB銀行が提出した請求者の請求期間に係る預金取引明細により給与の振込金額が確認でき、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は請求者に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるC市は、請求期間に係る課税資料については、保存年限（7年）徒過のため回答できないとしており、請求者自身も上記期間以外の給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成13年8月から平成14年2月までの期間及び平成14年6月から平成15年3月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成13年8月から平成14年2月までの期間及び平成14年6月から平成15年3月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成13年8月から平成14年2月までの期間及び平成14年6月から平成15年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900311 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000055 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 32 万円から 41 万円、平成 14 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額については 32 万円から 44 万円とする。

平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 9 月 7 日から平成 14 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの期間については、A 社は、請求者に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管していない旨回答しているものの、請求者が提出した請求期間に係る預金通帳に記載された給与振込金額、平成 13 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 14 年分の確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、平成 13 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 32 万円から 41 万円、平成 14 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額については 32 万円から 44 万円とすることが必要である。

平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) についても納

付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 13 年 9 月については、前述の請求者が提出した請求期間に係る預金通帳に記載された給与振込金額、平成 13 年分給与所得の源泉徴収票により推認される平成 13 年 9 月に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求者の平成 13 年 9 月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 13 年 9 月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000126 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000057 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 3 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 3 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、24 万円から 30 万円とする。

平成 18 年 3 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 3 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、32 万円から 36 万円とする。

平成 20 年 4 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 3 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
② 平成 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

年金記録の標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が提出した給与明細書、A 社が提出した賃金台帳及び B 銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額（24 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成18年3月から平成19年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書、賃金台帳及び預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、30万円とすることが必要である。

平成18年3月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32万円）を上回っているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額である。

一方、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額である36万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900257 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000052 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 1 日から平成 19 年 3 月 1 日まで
② 平成 18 年 8 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 8 日

年金記録を確認したところ、A 社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額と相違していることが分かった。

また、請求期間②及び③の賞与額の記録も相違している。

請求期間①、②及び③について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者及び B 銀行が提出した預金取引明細により確認できる振込金額から、請求者は、請求期間①において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A 社の回答によると、同社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間①における住所地である C 市は、保存期間経過のため、請求期間①に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も請求期間①に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②及び③について、A 社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者自身も請求期間②及び③に係る賞与明細書等を所持していないことから、請

求者の請求期間②及び③に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

一方、請求者及びB銀行が提出した預金取引明細により確認できる振込金額（請求期間②は26,387円、請求期間③は26,334円）は、オンライン記録により確認できる請求期間②及び③の標準賞与額（いずれも3万円）に請求期間②及び③当時の厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の各保険料率を乗じて得た厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を控除した金額と一致していることから、標準賞与額3万円に見合う賞与が支給され、同標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900312 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 9 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る給与明細書を所持していないが、通帳の振込金額で分かるように、請求期間に係る標準報酬月額よりも給与額が多かった期間があるので、厚生年金保険の記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社からの給与の振込先とする銀行の預金通帳により、給与の振込金額は確認できるものの、当該振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A 社の回答によると、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地である B 市は、保管期限経過のため請求者の請求期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。